



森林整備事業の体系

詳しい内容については各都道府県の担当課へお問い合わせください。

事業名		目的	事業内容※1	主な事業主体	国の補助率		都道府県の主な補助率		
					造林・間伐 (査定係数)※2	林道	造林・間伐 (査定係数)※2	林道	
森林環境保全直接支援事業			○人工造林、下刈り、除伐、保育間伐、間伐、更新伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備 等 ○間伐については、原則として、森林経営計画を作成していること、10m³/ha以上の搬出をすることなどが必要。	地方公共団体 森林組合等 森林所有者 森林経営計画策定者※4 民間事業者※5 等	3/10 〔森林経営計画等に基づく場合：170 (省力・低コスト造林※6：180) 伐採造林届出書に基づく人工造林等：90〕	—	1/10 (国と同様)	—	
	特定機能回復事業	森林緊急造成	自然条件等の理由で更新が困難な森林における人工造林等	人工造林、下刈り、除伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備 等	地方公共団体 森林組合等 民間事業者※5 等	3/10 〔保安林及び特定の公益的機能別施業 森林※7：180 その他：90〕	—	事業主体が市町村等：2/10 事業主体が森林組合等：1/10 (国と同様)	—
		被害森林整備	気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林における人工造林等	人工造林、下刈り、除伐、保育間伐、更新伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備、鳥獣の誘引捕獲 等	地方公共団体 森林組合等 森林所有者 森林経営計画策定者※4 民間事業者※5 等	3/10 (170)	—	1/10 (国と同様)	—
		重要インフラ施設周辺森林整備	鉄道、道路、送配電線といった重要インフラ施設周辺の森林における人工造林等	人工造林、下刈り、除伐、保育間伐、更新伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備 等	地方公共団体 森林組合等 民間事業者※5 等	3/10 (180)	—	事業主体が市町村等：2/10 事業主体が森林組合等：1/10 (国と同様)	—
		林相転換特別対策 (特定スギ人工林)	林相転換が必要なスギ人工林であって、自助努力等によっては適切な植替えが進まない森林における一貫作業等	一貫作業、人工造林、下刈り、更新伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備 等	地方公共団体 森林組合等 民間事業者※5 等	3/10 〔一貫作業とそれと一体的に行う場合：180 更新伐、人工造林とそれと一体的に行う場合：170〕	—	1/10 (国と同様)	—
		保全松林緊急保護整備	松くい虫被害が発生している松林の整備や樹種転換	人工造林、下刈り、除伐、保育間伐、衛生伐、更新伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備 等	地方公共団体 森林組合等 森林所有者 森林経営計画策定者※4 民間事業者※5 等	5/10	—	2/10	—
	林道整備事業		効率的な森林施業や木材の大量運搬に対応するために必要な林道の整備等	林業生産基盤整備道、山村強靱化林道、林業専用道等の開設、改良、老朽化対策 等	地方公共団体 森林組合等	—	45/100 50/100 30/100 等	—	※8
	林道施設PCB廃棄物処理促進対策		林道施設のPCBの処理	林道施設のPCBの含有塗膜調査、処理等	地方公共団体 森林組合等	—	50/100	—	※8
	美しい森林づくり基盤整備交付金		令和12年度までの間における間伐等の実施	特定間伐等促進計画※3に基づく間伐等とこれに必要な路網整備	市町村 森林組合等 森林所有者 等	1/2	1/2	—	—
農山漁村地域整備交付金		自治体の創意工夫によって、より事業効果を高める事業も実施可能とし、農山漁村地域の総合的な整備	○林道の開設・改良 ○林道の点検診断・保全整備 ○森林環境教育・健康づくり等のための森林の整備 ○市民参加による森林の整備 ○森林の生産力の回復、増進等のための森林の造成 ○花粉の少ない森林へ転換するための花粉症対策苗木等への植替え	地方公共団体 森林組合等 森林所有者 等	5/10 3/10 (110～180)	45/100 50/100 30/100 1/3 等	2/10 1/10 (国と同様)	—	

※1 事業内容には、それぞれ林齢制限などがあります。

※2 造林関係事業の補助金額は、「標準単価×間接費×事業量×査定係数/100×補助率」により算出します。

標準単価は国が定める作業工程を基に、地域の樹種・平均径級等に応じて、都道府県が定める1haの作業に要する経費です。標準単価は都道府県によって公表されている場合があります。

※3 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき、市町村が策定する計画です。

※4 森林経営計画の認定を受けた者を指します。

※5 森林経営管理法に基づき都道府県が公表した民間事業体を指します。

※6 市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」又は間伐等特措法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において行う、2,000本/ha以下の人工造林及び同施行地の3回までの下刈りを指します。

※7 水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林を指します。

※8 都道府県により異なります。